

非常時の連絡態勢等について

平成30年4月 民事局

1 非常時連絡網の利用方法について

首都直下型等の大規模地震が発生した場合における安否情報の報告や大型台風接近に伴う交通途絶による登庁自肃の連絡、情報セキュリティインシデントに直面した場合の連絡など、非常時における連絡は、別添の非常時連絡網によって行う。

なお、連絡系統としては、連絡網の下位者から上位者に対して行う場合（大規模地震発生時の安否報告等）と、連絡網の上位者から下位者に対して行う場合（登庁自肃連絡等）がある。

2 大規模地震発生の連絡について

閉庁日又は開庁日の退庁後において（要は裁判所に在庁しないとき）、千代田区又は自己の居住地で震度6弱以上の地震が発生した場合は、以下の要領により安否情報を報告する。

(1) 連絡のタイミング及び方法

事態が落ち着いた段階で、次のア(ア)の報告先に対し、ア(イ)の報告対象者の安否情報等を電話又はメールにより報告する（メールによる場合は、送信後、電話連絡をするか返信メールがあるなど、相手が報告を了知したことを確認する。相手の了知が確認できなかった場合の対応は、後述の(2)(3)のとおり）。

ア 報告先及び報告対象者（防災携帯カードの2に記入しておくこと。）

(ア) 報告先

連絡網の直近の先順位の者（ただし、[] は [] に報告する。）

(イ) 報告対象（誰の情報を報告すべきか）

自己及び連絡網の後順位者に関する情報

イ 報告すべき内容

ア 職員自身及び家族等の安否（無事、軽傷、重傷の別）

イ 住居の被害（無事・半壊・全壊の別）

ウ 登庁の可否（可能時期を含む。）

エ 連絡網に記載された連絡先以外の連絡先があればその連絡先

(2) 直近の先順位者の報告の了知を確認できない場合の対応

次の順位で報告を試みる。

ア 直近先順位者の先順位者で順次、連絡が取れる者（ただし、[] まで）

イ []（非常時参集要員）

ウ []（非常時参集要員代理者）

エ []

オ []

(3) (1), (2)によっても相手の報告の了知を確認できない場合の対応

に報告内容をメールで送信する。この場合には、相手の報告の了知を確認する必要はない。

(4) 非常時参集要員（代理者）への情報集約と本部等への報告

ア [REDACTED] は、入手した安否情報等を [REDACTED]
(非常時収集要員) 又は [REDACTED] (同代理人) に対し、適宜の方法で報告する。
イ [REDACTED] は、集約された民事局職員の安否情報等について、
[REDACTED] ([REDACTED]) に報告するとともに、[REDACTED] (連絡が取れな
い場合には、[REDACTED]) に報告する。

(5) 本部からの指示事項を職員に連絡する場合

帰宅した職員及び在宅しない職員に対する本部からの指示を受けた場合、[] は、[] に連絡し、[] (同人に連絡が取れない場合は、[]) は、本連絡網による[] 以下の直近の後順位者に連絡する。

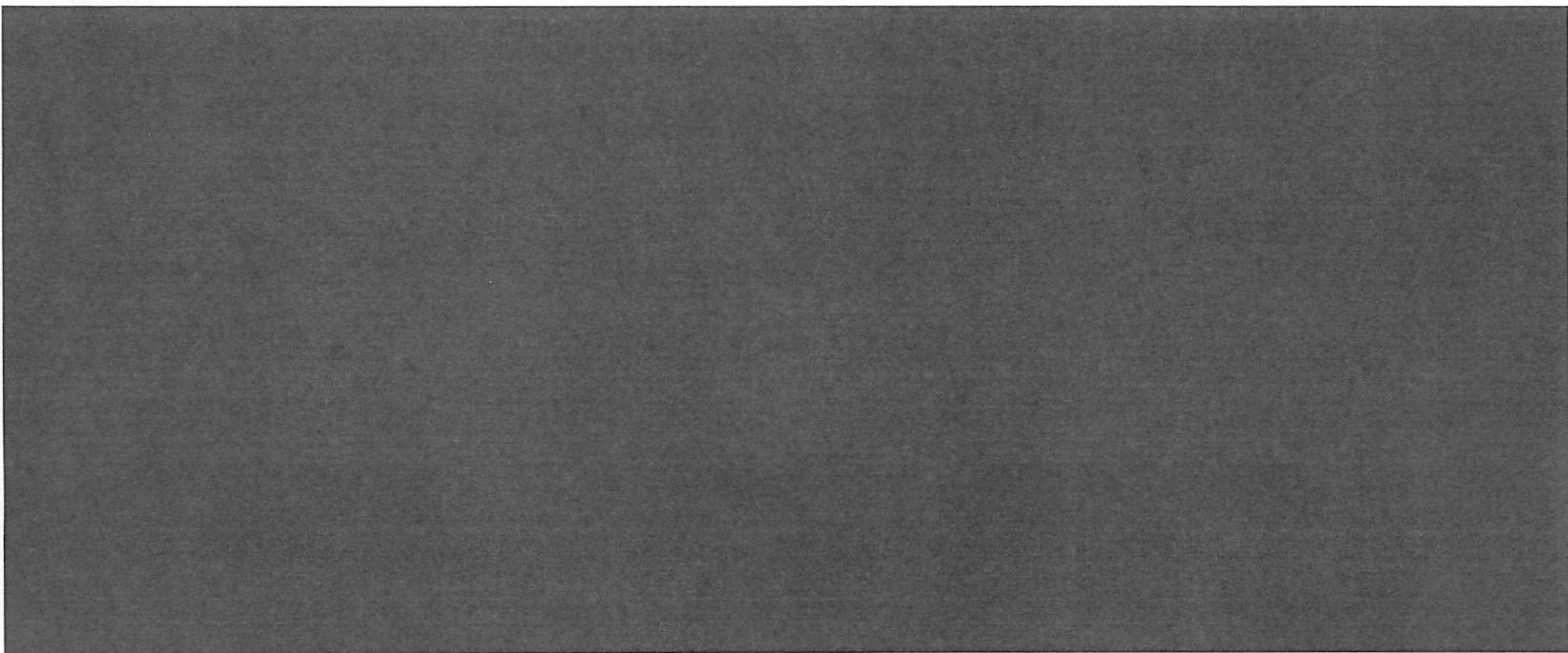
3 その他

○ 災害時における民事局の電話番号

<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
<input type="text"/>	(<input type="text"/>)
<input type="text"/>	(<input type="text"/>)

- 電話番号やメールアドレスは大切な個人情報なので、連絡網の取扱いには十分に注意すること

○ 連絡網による電話は、非常時以外には使用しないこと



1 東京都千代田区に最大震度6弱以上の地震が発生したとの情報に接した場合は、事態が落ち着いた時点で速やかに、この連絡網に従い、次の安否情報を報告すること。なお、上記の規模未満の地震、風水害、落雷等により自身や家族、住居等に被害が生じた場合は、その被害状況についてこの連絡網により報告すること。

- ① 自己及び家族等の安否情報
- ② 住居の被害情報
- ③ 出勤の可否
- ④ 連絡先

2 1の安否情報の報告は、この連絡網の [REDACTED] に対し、電話又はメール送信による方法で行うとともに、最高裁図書館総務課の多目的パソコンの次のアドレスあてにも可能な限り送信すること

【最高裁図書館の多目的パソコンのメールアドレス】 [REDACTED]

3 職員は、非常時に2の報告を遺漏なく行うことができるよう予め「防災携帯カード」に報告先及び報告対象者を記載しておくこと。自身の携帯電話又はスマートフォンを所持している職員は、携帯電話等に2の報告先の電話番号及びメールアドレスを予め登録しておくこと

(報告の例) [REDACTED] が安否情報をメールで報告する場合)

[REDACTED] 及び最高裁図書館総務課多目的パソコンのメールアドレスあてに同時送信

送信内容:(例) 件名欄:〇〇〇〇(氏名)、本人・家族無事、住居被害なし、登庁不可、連絡はメールアドレス

※ [REDACTED] は、互いに情報交換を行って図書館職員全員の安否情報を共有する。